

令和7年度「板橋区里親委託交流事業」補助金申請方法のご案内

1. 事業内容

板橋区子ども家庭総合支援センター所長が養育家庭等に委託することを適當と判断した児童（委託候補児童）と、当該児童の委託候補として選定された養育家庭等（候補家庭）が委託前に良好な関係を築くことを目的として実施する交流について、候補家庭に対し費用の一部を補助します。

2. 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（期間内に実施した交流が対象）

3. 補助金額（単価）

1児童1日当たり 5,400円

注意点

- (1) 1家庭当たりの金額です。候補家庭ご家族そろって交流されてもおひとりで交流されても、金額は同じです。
- (2) 1児童当たりの金額です。同時期に2人以上の委託候補児童と交流を行う場合は、
〔単価×交流日数×交流している委託候補児童数〕で算出した額が補助金額となります。
- (3) 宿泊を伴う交流の場合、交流日数は以下の例を参考にしてください。
例：2泊3日の外泊交流を行った → 交流日数 3日

4. 申請方法について

- (1) 提出物：記入例を参考に必要事項をご記載のうえ、以下の書類をご提出下さい。
 - ・板橋区里親委託交流事業補助金交付申請書
 - ・板橋区里親委託交流事業実績報告書
 - ・板橋区里親委託交流事業実施報告書
 - ・事業実施報告書（別紙）※交流中に使用していた、施設等確認印欄に押印があるもの
 - ・板橋区里親委託交流事業補助金請求書
 - ・口座振替依頼書
- (2) 提出期限：令和8年4月7日（火曜日）必着
※令和7年度分の申請については、令和8年4月7日（火）が最終締切です。
締切を過ぎて提出された申請書は受付できませんので、お気を付け下さい。

5. 書類の送付先・問い合わせ先

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

板橋区子ども家庭部 子ども政策課 児童養護推進係

電話：03-3579-2216